

「川崎市住民投票制度検討委員会・フォーラム」の進め方

1 開催概要 前回の確認

(1) 開催名称

「投票による新たな参加の仕組みを考える」

(2) 開催目的

これまでの検討の考え方をまとめ、検討委員会市民委員以外の多様な市民からも意見を聴取し、そこで出された意見を今後の検討に反映させていくことを目的とする。

(3) 主 催

川崎市住民投票制度検討委員会

(4) 対象者

住民投票制度や市民自治に関心のある市民など
案内チラシにより周知

(5) 開催日時及び会場

【第1回】平成18年6月25日(日)13:00～15:00

会場：多摩区役所・11階会議室

【第2回】平成18年6月30日(金)18:30～20:30

会場：ミュージア川崎・研修室

【第3回】平成18年7月5日(水)18:30～20:30

会場：中原区役所・5階502会議室

会場については、80～100名程度の収容が可能

2 開催プログラム

時間については、第2回目、第3回目のプログラムを想定

時 間	内 容		担 当		
			6/25	6/30	7/5
	司会	検討委員	委員	委員	委員
18:30～	開会あいさつ ・フォーラム開催の目的	検討委員	委員	委員	委員
18:35～	検討委員紹介	検討委員	委員	委員	委員
18:40～ (25分)	住民投票とは ・住民投票の基礎知識 ・これまでに他都市で行われた住民投票の概観 川崎市における住民投票制度の検討経過 これまでの川崎市での検討状況、自治基本条例と住民投票制度 住民投票制度検討委員会の経過報告等について ・住民投票制度検討委員会の位置付け、構成、検討体制、検討経過		事務局		
19:05～ (30分)	個別項目について ・「制度の目的」、「対象事項」、「投票資格者」、「成立要件」など個別項目（16項目程度）について、論点と考え方の説明を行う。 ・参加する市民の関心が高いと思われる項目を中心に、パワーポイント等を用いて、わかりやすく説明を行うこととする。	検討委員	委員	委員	委員
19:35～ (45分)	会場との意見交換 会場からの質問、意見について、検討委員（必要に応じて事務局）が対応する。		（司会）		
20:20～	今後のスケジュール 他		事務局		
20:25～	おわりに		事務局		
20:30～	閉会		（司会）		

(1) 開会あいさつ (5分)

- ・開会のあいさつを行うとともに、フォーラム開催の目的を説明する。

(2) 検討委員紹介

(3) 住民投票制度の検討経過など (25分)

- ・これまで検討委員会で議論を重ねてきた「個別項目の考え方」を説明する前に、参加者に対して住民投票の概要を知っていただくため、住民投票の基礎知識や川崎市における住民投票制度の検討経過等を説明する。

【説明内容】

住民投票とは

- ・住民投票の基礎知識：住民投票制度の意義、位置付けなどについて説明する。
- ・これまでに他都市で行われた住民投票の概観：新潟県巻町のわが国初の条例による住民投票から現在に至るまで、いくつかの事例をピックアップし、どのようなケースで住民投票が行われるのか、また、どのようなテーマで住民投票が行われているのか等について説明する。

川崎市における住民投票制度の検討経過

これまでの川崎市での検討状況、自治基本条例と住民投票制度

- ・平成14年度から進められてきた住民投票制度創設に向けた検討経過について、その概要を説明する。
- ・また、平成18年4月1日に施行された自治基本条例の検討段階における住民投票制度創設の市民ニーズや、実際に自治基本条例に盛り込まれた住民投票に関する規定等について説明する。



住民投票制度検討委員会の経過報告等について

- ・平成18年12月に発足した住民投票制度検討委員会の位置付け、構成、検討体制、検討経過等について説明する。

(4) 個別項目に関する論点説明 (30分)

- ・「制度の目的」、「対象事項」、「投票資格者」、「成立要件」など個別項目(16項目程度)について、論点と考え方の説明を行う。
- ・説明は、パワーポイント等を用いて参加者にわかりやすいものとする必要がある。
- ・このため、手続的要素の強い項目については簡潔に説明するととどめ、参加する市民の関心が高いと思われる項目を中心に、わかりやすく、かつ詳細に説明を行うこととする。

参考：自治基本条例プレフォーラムの説明資料 (H15.3.15 平和館にて開催)

<p>自治基本条例で、まちづくりのあり方や具体的な緑の保全の仕組みはどのように規定されるのか？</p> <p>自治基本条例とまちづくり条例の関係は？</p> 	<p>野良猫が多くて困っています。</p> <p>生活の身近な問題を解決するために、この自治基本条例は有効なですか？</p> 
<p>自治基本条例は、まちづくりの具体的な方策を規定するものではないが、大きな理念としての「まちの方向性」は定められる。</p> <p>「まちの方向性」を具現化するためには、まちづくりに関する条例が必要になる。</p>	<p>自治基本条例は、都市化した社会の中でのコミュニティのあるべき姿を描くものでもある。</p> <p>人と人のコミュニケーションが不可欠なまちの本来の姿を描き、そのルールをつくるもの。</p>

【説明内容】

住民投票制度に関する論点		説明のレベル	
		詳細	簡潔
1	制度の目的		
2	制度の位置付け		
3	対象事項		
4	投票資格者		
	日本国籍を有する者		
	定住外国人		
5	住民投票の執行等		
6	住民投票の発議		
7	投票資格者名簿		
8	実施区域		
9	投票の形式		
10	投票及び開票に関する事務等		
11	情報の提供		
12	投票運動		
13	成立要件		
14	尊重義務		
15	請求の制限期間		

(5) 会場との意見交換 (45分)

- ・(1)と(2)で説明した内容についての質問や意見を会場からうかがい、検討委員会で議論してきた内容等を踏まえて、検討委員が意見を述べる。なお、事務局が応答する必要がある場合は、事務局の見解を求める。

(6) 今後のスケジュール 他 (5分)

- ・フォーラムで寄せられた意見等を踏まえて報告書を取りまとめるまでのスケジュールを説明する。

(7) おわりに (5分)

- ・行政側であいさつを行う。

(8) 閉会